

総行地第88号
総情郵第90号
6経営第954号
6農振第1272号
20240703経局第1号
20240703中庁第7号
20240703経局第2号
国総モ第38号
国自旅第122号
観観戦第13号
令和6年7月8日

各 都道府県
市町村
特別区
地域活性化・農業・
商工会・商工会議所・交通・観光担当主管部（局）長

一般社団法人全国農業協同組合中央会 JA改革・組織対策部長
全国商工会連合会 総務企画部長
日本商工会議所 地域振興部長
公益社団法人日本観光振興協会 担当部局長
日本郵便株式会社 郵便・物流事業統括部長

殿

総務省自治行政局 地域振興室長
総務省情報流通行政局郵政行政部 郵便課長
農林水産省経営局 協同組織課長
農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課長
経済産業省経済産業政策局 地域経済産業政策課長
中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課長
経済産業省経済産業政策局 総務課長
国土交通省総合政策局 モビリティサービス推進課長
国土交通省物流・自動車局 旅客課長
観光庁 観光戦略課長
(公印省略)

自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画について

交通空白地における自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）について、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ」（令和6年5月17日）及び

「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（令和6年6月28日国総モ32号等）に基づき、地域の輸送資源を総動員する観点から、地域の実情に応じた柔軟な活用を促進するとともに、農業協同組合（JA）、商工会、観光地域づくり法人（DMO）、地域運営組織（RMO）等の地域に根差した主体が、当該制度に参画することで、厳しさを増す地域の移動手段の確保について、自ら関心を有し、その解決に積極的に意識を持つことを促進するため、留意頂きたい事項を下記の通り示す。

貴職におかれては、本通知を踏まえ、多様な関係者が連携・協働し、地域交通の維持・確保、及び利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への再構築（リ・デザイン）が図られるよう、主体的かつ積極的な対応をお願いします。

また、貴管内の関係団体・組織、傘下の会員・企業・団体に本通知を周知頂きたい。

記

1. 自家用有償旅客運送制度の活用

自家用有償旅客運送については、深刻化するタクシー・バスのドライバー不足等に対応するため、今般、以下のとおり制度の見直しが行われたところであり、本制度を積極的に活用頂きたい。

- ・ 交通空白地の定義に、夜間等の「時間帯による空白」の概念を取込み
- ・ 地方公共団体等の実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化
- ・ 対価の目安をタクシー運賃の約5割から約8割に引き上げ
- ・ 一定のダイナミックプライシングを導入できることを明確化
- ・ タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営が可能であることを明確化
- ・ 導入にあたって、地域公共交通会議で2か月程度協議しても結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により実施できることを明確化
- ・ 発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを明確化

（資料1参照）

2. 多様な関係者の参画

自家用有償旅客運送については、従来運送主体となるが多かった地方公共団体だけでなく、農業協同組合（JA）、商工会、観光地域づくり法人（DMO）、地域運営組織（RMO）等の地域に根差した主体が運送主体となることも可能である。また、車両や運転手を運送主体に提供することにより、運送に協力・参画することも可能である。

さらに、株式会社等の営利を目的とする団体も、車両や運転手等を運送主体に提供することにより、運送に協力・参画することが可能となる。

（資料2・「地域の関係者による連携・協働のカatalog」参照）

3. 相談体制の構築

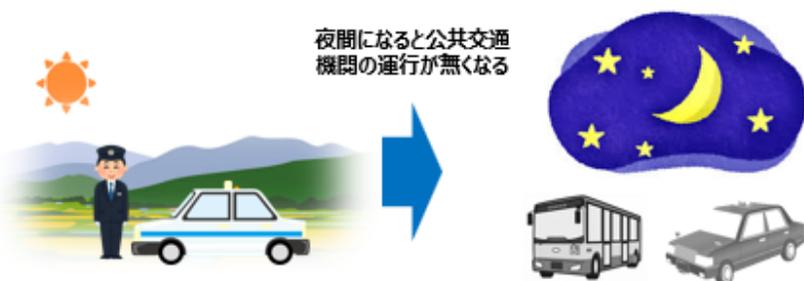
多様な関係者が参画する自家用有償旅客運送の取組を円滑に進めるため、活用可能な補助制度や関連する法令等について相談する窓口を、関係省庁で設置している。自家用有償旅客運送の導入等を検討するにあたり、ご不明点がある場合には、随時相談窓口までご連絡頂きたい。

(資料3・資料4参照)

自家用有償旅客運送制度(道路運送法78条2号)の運用改善①

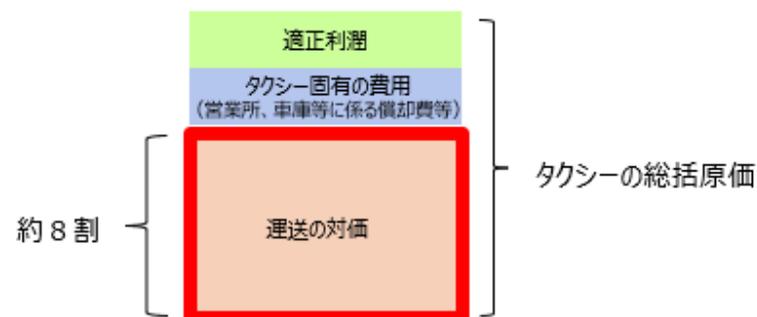
「時間帯による空白」の概念の取込み

- 「交通空白地」の目安を数値で示すとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



「対価」の目安の見直し

- 対価の目安を地域のタクシー運賃の「約 8 割」とすることを通達上明記



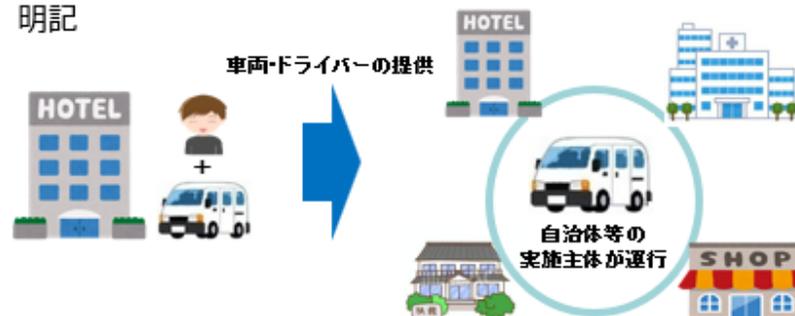
株式会社が参画できることの明確化

- 交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



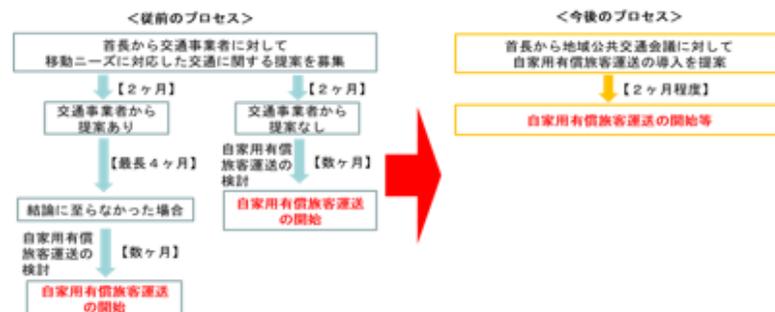
観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

- 宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



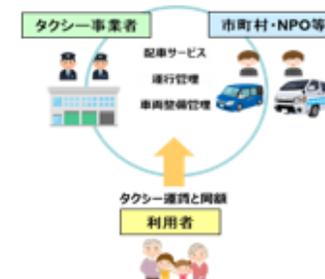
地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



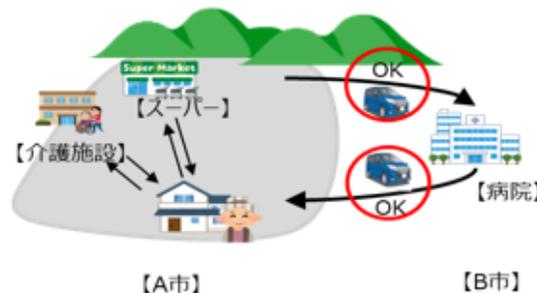
タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記



運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記



ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

地域における移動手段の確保に向けて～自家用有償旅客運送の活用～

- 地域の交通事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、**農業協同組合（JA）、商工会、RMO、観光協会等の多様な主体**の協力を得て、**地域における移動手段を確保する仕組み（自家用有償旅客運送制度）**の活用が考えられます。

移動手段を提供する体制

(運送主体)	市町村、NPO法人、一般社団法人（観光協会等）、農業協同組合、商工会、RMO 等 ※ 自ら運送主体となることができない株式会社等（日本郵便、宿泊施設等）も、車両や運転手等を運送主体に提供することにより、運送に協力・参画することが可能です！
(使用車両) (ドライバー)	自家用車（白ナンバー） 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等（講習時間は130分（交通空白地有償の場合））

運送の対価

タクシーの**約8割**を目安に、運賃の収受が可能です。

登録要件

- ① **安全体制を確保すること（運行管理・整備管理の責任者の選任等）。**
- ② 自治体が主催する地域公共交通会議において、**地域の関係者（※）**における**協議が調うこと。**
（※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体等

活用可能な支援措置の一例

- 共創・MaaS実証プロジェクト(※) | 補助率500万円まで定額、500万円を超える分は2 / 3 等
（※）自家用有償運送の運送に際し、官民共創、交通事業者間共創、他分野共創により取り組む場合

その他

自家用有償旅客運送サービス提供時等の事故の賠償をカバー（対人・対物）する**保険加入により、リスク軽減**を図ることが可能。



資料 3

自家用有償旅客運送の案件形成に係る補助制度（令和 6 年度）

省庁名	事業名 (委託事業含む)	補助対象 事業者	補助率	補助上限	初期費用			運営費用			その他	備考
					車両	システム 整備費	ドライバー 等の研修 費用	燃料費	ドライバー 人件費	システム 経費		
国土交通省	共創・MaaS実証 プロジェクト	交通事業者等を含む複数 の共創主体で構成され る協議会や連携スキーム 等	補助率500万円 まで定額、 500万円を超える 分は2/3等	1億円	○*	○*	○*	○*	○*	○*	協議会開 催に要する 経費等	※官民共創、交通事業者間 共創、他分野共創により地 域公共交通の維持・活性化 に取り組む実証事業に係る費 用を支援
経済産業省	地域新MaaS創出推進 事業	企業・団体等	-	3,000万円				○	○	○		委託事業
農水省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベー ション対策) (農山漁村発イノベー ション推進事業(地域活 性化型)のうち活動計 画策定事業)	市町村を構成員に含む 地域協議会	定額	1年目: 500万円、2 年目:250 万円等	○*	○*	○*	○*	○*	○*		※活動計画に掲げられた取組 を実施するための実証活動等 として支援
総務省	過疎地域持続的発展支 援交付金	集落ネットワーク圏を支 える中心的な組織 (RMO等)	定額補助	1,500万円 ※	○	○	○					※下記事業については、限度 額を上乗せ ①専門人材を活用する事業 (+500万円) ②ICT等技術を活用する事 業(+1,000万円) 上記(①+②)併用事業 (+1,500万円)
内閣府	デジ田交付金(デジタル 実装タイプ)(デジタル サービスに必要なシステム 整備費等に係る補助)	地方公共団体	1/2(TYPE1 の場合)	1億円 (TYPE1の 場合)			○				△*	交通分野に限らずデジタルを活 用した地域の課題解決や魅力 向上に資する取組を支援 ※運営費用は事業実施初年 度に限る

地域交通に係る多様な関係者との連携・協働に関する問合せ先

エリア	地域交通全般に関する 問合せ先	JAとの連携・協働に関する 問合せ先	商工会、商工会議所との連 携・協働に関する問合せ先	観光協会、DMOとの連携・協 働に関する問合せ先	RMOとの連携・協働に関する 問合せ先	
北海道	北海道運輸局 交通政策部交通企画課 011-290-2721	具体的な相談・照会は、都道 府県農協指導部局へお問い合 わせください。				
東北	東北運輸局 交通政策部交通企画課 022-791-7507	○ 農協法に関する問い合わせ先 〔北海道〕 農林水産省 経営局協同組織課 03-3502-6663 〔東北〕 東北農政局 経営・事業支援部経営支援課 022-221-6217 〔関東〕 関東農政局 経営・事業支援部経営支援課 048-740-0424 〔北陸〕 北陸農政局 経営・事業支援部経営支援課 076-263-2161 (内線3949) 〔東海〕 東海農政局 経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271 (内線2517) 〔近畿〕 近畿農政局 経営・事業支援部経営支援課 075-414-9055 〔中国四国〕 中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511 (内線2132) 〔九州〕 九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 096-300-6344 〔沖縄〕 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-1628				
関東	関東運輸局 交通政策部交通企画課 045-211-7209					
北陸 信越	北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課 025-285-9151					
中部	中部運輸局 交通政策部交通企画課 052-952-8006			【商工会議所について】 経済産業省 経済産業政策局総務課 03-3501-1674		
近畿	近畿運輸局 交通政策部交通企画課 06-6949-6409			【商工会について】 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課 03-3501-2036	観光庁 観光戦略課 03-5253-8322	総務省 自治行政局地域振興室 03-5253-5534 所在市区町村担当部局
中国	中国運輸局 交通政策部交通企画課 082-228-3495					
四国	四国運輸局 交通政策部交通企画課 087-802-6725					
九州	九州運輸局 交通政策部交通企画課 092-472-2315					
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 098-866-1812					